省　令

○財務省令第三十二号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二十九条の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十四日

財務大臣　麻生　太郎

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号を次のように改める。

五　申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者でない旨の官公署の証明書（当該官公署の証明書を取得することができない者にあつては、これに代わる書面）

第十一条第二項第六号中「第四条第四号から第十一号まで」を「第四条第三号から第十号まで」に改め、同項第七号中「ほか」を「ほか、」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（登録の取消しに関する届出）

第十三条の二　税理士の登録を受けた者が法第二十五条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

2　前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、同項の税理士の登録を受けた者の所属税理士会又は所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の税理士法施行規則（次項において「新規則」という。）第十一条第二項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則第十一条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

3　新規則第十三条の二の規定は、同条第一項の税理士の登録を受けた者が施行日以後に税理士法第二十五条第一項各号のいずれかに該当することとなった場合について適用する。